

国民健康保険税・医療費一部負担金の減免制度について

●国民健康保険税（国保税）の減免について

益城町国民健康保険では、国保税の減免について、これまで災害等による場合のみを対象としていましたが、前年より収入が激減し生活が苦しく、国保税の納付が困難であると認められる場合なども対象となるよう制度を拡充しました。

なお、国保税の減免を受けるには、申請が必要となります。また、減免の可否の判定は世帯の所有資産、生活状況、預貯金などを総合的に判断し決定します。そのため、下記減免事由に該当する世帯に一律に減免制度を適用する訳ではありませんのでご注意ください。

減免の事由と対象範囲は、次のとおりです。

減免事由	対象範囲
災害等により住宅その他財産に損害を受けた場合	損害の金額（保険金、損害賠償金等控除後の額）がその住宅等の評価額の3/10以上となる場合で、前年中の世帯合計所得が1,000万円以下であるとき
災害等により農作物の減収があった場合	損失額の合計額（減収価格から共済金額等を控除した額）が、平年の収入額の1/3以上となる場合で、前年中の総所得金額が1,000万円以下であるとき
失業または事業の休廃業により収入が激減した場合（定年退職、自己都合による退職は除く）	本年中の世帯の所得見込額が前年の所得金額の1/3以上減少すると認められ前年の総所得金額が1,000万円以下であるとき
病気・死亡等により収入が激減した場合	

●国民健康保険一部負担金の減免について

被保険者が、災害や失業など特別な事情により、病院へ的一部負担金（療養給付費自己負担分）の支払いが困難なときには、一部負担金を減額・免除したり、支払いを延期できる場合があります。減免の可否の判定は生活保護基準による収入認定や所有資産、生活状況などを総合的に判断し決定します。

国保税・一部負担金の減免についての申請および可否の判定は、減免事由によりそれぞれ減免の対象要件や必要書類が異なりますので、役場保険課国保年金係へご相談ください。

**平成21年10月1日以降に出産される方から、
出産育児一時金の①支給額と②支払方法が変わります**

①支給額が変わります

4万円引き上げ、**原則42万円**となります。

※産科医療補償制度に加入する病院などにおいて出産した場合に限ります。それ以外は39万円。

②直接支払制度が実施されます

医療保険者から出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組みになります。それに伴い、原則42万円の範囲内で、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなります。

※直接支払制度を利用しないこともできます。詳しくは、お問い合わせください。